竹島 (独島)をめぐる日本・韓国・近隣諸国の

関係と北東アジアの現状

山 田 光 矢

日本の近代と国境線

1.

2. 竹島(独島)をめぐる日韓両国の国民に対する情報の非対称

3. 第二次世界大戦後の国際関係と日韓領土対立の根源

4. 島根県の竹島(独島)と鬱陵郡の独島(竹島)に関する情報発信

日本と韓国の国境線に絡んで見えてくる北東アジアの現状

5.

6. 中国の海洋進出と混乱する北東アジア

7. 柔軟な国境を通じて見えてくる今後の北東アジアの平和

(山田)

1. 日本の近代と国境線

する」領域であり、 範囲が広い意味での領土ということになる。 では南極以外の地域には陸だけではなく、 民』とし、」 の空間のなかを排他的に権力が支配する体制が起源」となるものであり、「境界で囲まれた空間に暮らす人々を 他の区別) 国境は 「人間が生存する実態空間そのものおよびその人間の有する空間および集合認識の中で派生する差異化 をもたらす境界」である。 空間の中で適用されるルールを一元化してこれに従わないものを『異分子』として排除、 「ある空間の中で権威と権力を一致させていく流れ」のなかで生まれてきたものといえる。 それは 島と島、 「ウェストファリア体制、 島と大陸の間にも国境線がひかれている。この国境線で囲まれた(4) つまり主権という概念で空間に線を引き、 あるい 、は同化 国

けすけな国境線であるフロンティアで囲まれていた」国家となったのである。 その後日本国は畿内から領域を拡大していき、北海道から沖縄に至る領域を支配することとなったが、その領域はあ やがて領土に、縄張りの境界は国境線となった」のである。しかし「近代化される以前、 世界中のあちこちに存在していた」のである。 不足していた。 それゆえ「もとを正せば、領土とは『縄張り』のこと」であり、 『力』が不足していた。 したがって、 国家の統治力は中心から離れるにしたがって弱くなり、 人類の全人口は現在に比べて格段に少なく、 日本では「倭国は六八九年の飛鳥浄御原令で公式に日本国となった。 人間は 統治のために必要な通信手段や輸送手段も 「集団が大きくなって国を作り、 力の及ばない 人類が世界全体を支配する 『空白の領域』 縄張りは

日

本が明確な国境すなわちバウンダリーを設定するのは江戸末期のロシアとの国境線の画定であった。

明治維新後

約案」 は日本の領土として確定されることになったのである。この結果、 商人が清国で欧米諸国並みの通商ができるように日清友好条規に条文を追加する」ことを主たる内容とする「分島増 球処分に関して清国と日本は、 の琉球処分は、一八七二(明治五)年の琉球藩設置に始まり、一八七九 よって形成される領域、 を妥結し、 問題の解決を図った。ただし清国が「分島増約」に調印しなかったことから、 すなわち北海道から沖縄県に至る領域を領土として確定したのである。 一八八〇 (明治一三) 年に、「宮古・八重山諸島を清国に割譲し、 日本の領土は府県が設置された地域と北海道に (明治一二)年の沖縄県の設置で終了した。琉 「宮古・八重山諸島 その引き換えに日本

界大戦の勝利により南洋群島を委任統治領として獲得した。一九三二(昭和七)年には満州事変一九三一 返還)と台湾を領有し、 それゆえ日本の 約において台湾が日本に割譲された。それゆえ尖閣諸島が沖縄に帰属する島々なのか、 し関東州として支配下においた。 に編入した。この時期も、 存在したことによる。 いての争いは生じようがなかった。それが問題となるのは、ポツダム宣言受諾後の日本の領域に関する複数の解釈が 八九四 日 |本は、 (明治二七) 年八月から翌年三月にかけて行われていた日清戦争の最中であった。 一八九五年四 「無主地先占」に続いて日本は、 一八九五 「無主地先占」による領土確定宣言と、 (明治二八) また一九〇五 九〇五年に日露戦争の勝利により南樺太を領有するとともに、遼東半島の南部を租借地と 一九〇四 年一月に尖閣諸島を、「無主地先占」を理由に日本の領域に編入した。 また一九一〇 (明治三七) 年二月から翌年九月にかけて行われていた日露戦争の最中であった。 (明治三八) 一八九五年に日清戦争の勝利により遼東半島 年一月に竹島 (明治四三) 年には韓国を併合し、一九一九 当時の東アジア情勢の関係に少し考慮する主張もみられる。 (独島) を、 同じく「無主地先占」を理由に日本の領域 台湾に属する島々なのかにつ (三国干渉により一八九五年 (大正八) 年には第一次世 この時期は (昭和六) 年 月の下 ·関条

朝鮮、 を通じて満州国を発足させ、実質的にコントロールした。一九三八(昭和一三)年四月の尋常小学校高学年用 (巻二)』には、 関東州、 我が南洋群島」が紹介されている。 関東・奥羽・中部 ·近畿 ・中国 四 国 ・ 九州以外の日本の領土として、 「北海道、 樺太、 \mathcal{O} 地地

サー・ライン)、サンフランシスコ平和条約の内容が若干異なっているためであり、 線問題が残ったのである。 よって日本の領土は日清戦争以前に戻されることとなった。その時の島嶼部の帰属があいまいにされたことから国境 ら四五 なっているのである。その対象となっている中心的な地域が北方四島、尖閣諸島、 このように日本は、 溥儀を元首とする傀儡国家である満州国を発足させ、 (昭和二〇)年までの(広義の) 第一次世界大戦までの間に戦勝国として領域を拡大していった。また一九三一(昭和六) その主たる要因は、ポツダム宣言、SCAPIN─七六六号/一○三三号(マッカー 日中 中日 戦争において中国東北・内モンゴル地域への軍事的な影響力を高 実質的に支配下においた。 竹島(独島)なのである。(10) それがその後の領土問題の根幹と しかし第二次世界大戦 の敗 年か 戦に

2. 竹島(独島)をめぐる日韓両国の国民に対する情報の非対称

所属する独島とよばれる離島であり、 にあり、 は約二一七㎞の位置にある、 ○・二○姤(○:三端とする記述も見られる)の群島である。 竹島 (独島) 日本では島根県隠岐郡隠岐の島町に所属する竹島とよばれる離島であり、 は北緯三七度一 両国のほぼ中間 四分、 東経一三一度五二分 竹島 (独島) (若干日本の方が近い)に位置する群島である。 は東島 (北緯三七度〇九分、 本州からは約二一一㎞の位置にあり、 (女島) と西島 (男島) 東経一三一度五五分とする記述も見られる) と岩礁で構成されてい 韓国では慶尚北道鬱陵郡鬱陵邑に 本州から約六七 朝鮮 (韓) 半島 km の隠岐 総 から 面積

島からの からは約一五 距離では韓国 八 km の方が約半分の距離となってい の位置にあり、 朝鮮 (韓 半島から約一 る_[] 四〇㎞の鬱陵島から約八八㎞の位置にあることから、

目的の一つとして大統領宣言を行い、 効することになった。 発行によって主権を回復した。平和条約に付随して、 権宣言]) (昭和二六) 7日韓 敗戦国として連合国軍総司令部 いわゆる「李承晩ライン」の設定の結果であった。 年九月八日にサンフランシスコ講和会議に出席し平和条約を締結し、一九五二年四月二八日の平和条約の (韓日)の歴史問題となったのは、 それゆえ李承晩は、 いわゆる李承晩ラインを一方的に設定したのである。 (GHQ) による統治を受け入れることとなった。 日本海における韓国側に極端に優位なマッカーサ 一九五二(昭和二七)年一月一八日の大統領宣言 竹島への日本漁民の活動を制限するマッ 日本は、 一九四五年八月一五日にポツダム宣言を受諾 その後日本は、 ĺ カーサー・ ラインの権益確保を (「隣接海洋による主 ラインも失 九五

かったことがわかる」といった評価からも理解できる。(ユ) あり、 李承晩ラインの かった」ことからも理解できる。 に立ち入らないようにしていたほどである」といった状況があった。 せており、 李承晩ラインがひかれた背景には、 ラインそのもの それをどのように食い止めるかが韓国にとって喫緊の課題であった。 目的の一つであったと思われる。 が 種の政治的な操作によって変わったと同時に、 韓国では「ラインを検討する過程において、 戦後の日本海では、「日本の漁業が韓国を圧倒し、 そのことは「そもそも李承晩ラインの原案には竹島は入っていな 韓国沿岸での日本漁業の圧力を抑制することが 当時は韓国も独島をそれほど重視していな 韓国外交部がこれを押し込んだ」 日本は自粛ラインを引いて韓国沿岸 韓国沿岸近辺にまで押し寄 ので

李承晩ラインの設定に対して日本は、 一九五二年一月二八日に 「韓国は竹島として知られる日本海の小島に領土権

竹島

練区域として指定していた米軍が、一九五二年七月に日米行政協定に基づき、 止したのは、 領土標柱の設置・撤去合戦、 あった。 同委員会を通じて、 ラインが韓国 を主張しているようにみえるが、日本政府は、 をめぐる日韓 韓国 しかし、 の一方的な現状変更を非難した。 一九五一年七月に連合国軍総司令部覚書 「の竹島領有権を裏付け、 一九五三(昭和二八)年三月に合同委員会が竹島を爆撃訓練区域から除外したことから、 (韓日) 在日米軍の使用する爆撃訓練区域の一つとして竹島を指定し、外務省もその旨を告示したためで の動きが再開されたのである。 領海侵犯に対する抗議や、 確認している」と主張し、自らの行動の正当性を主張した。その後両国間には 他方韓国は、 韓国のかかる僭称または要求を認めるものではない」との見解を表明 文書による領土主張の応酬があった。こうした動きが 二月一二日に「SCAPIN―六七七およびマッ (SCAPIN) 第二一六〇号をもって、 同協定の日米両国の協議機関である合 竹島を米軍の爆撃訓 力 竹島 ーサ 時停 **独**

部は、 続されているのである 正当性を主張する韓国が、 の巡視船が銃撃され を援護してい 竹島周辺での漁業再開が実現した後、 韓国沿岸警備隊 た韓国官憲によって銃撃されるという事件が発生した。そして一九五七 れている。 : (海上警察) 数々の歴史的資料を列挙し合って、 現在も韓国による竹島 の駐留部隊を竹島 韓国漁民の不法漁業に対して退去を命じた海上保安庁の巡視船が、 (独島) (独島) に派遣し、八月には竹島周辺を航行していた海上保安庁 の実効支配は続いており、 相互に自国の正当性を主張し合うという形の対立が継 その違法性を主張する日本と、 (昭和三二) 年六月に韓国 韓国 内務 漁民

主張だけを見聞きしていれば、 本においては、 日本政府や学識者を中心に、 韓国側の不当性への認識が当然のごとく強化されることになる。 竹島が日本の領土であるとする証拠を列挙しているのであり、 他方韓国においても その

情を強化しようとしている。 れてきているのであり、 (竹島) が自国の領土であるとする証拠を列挙し、教育や音楽などを通じて日本の不当性を強調し国民の反日感 このままでは現状の固定化が進むだけであり、 両国の一方的な情報の提供と正当性の強調は、 両国民の対立感情を醸成するだけとなる危険 両国民に対して情報の非対称性として現

3. 第二次世界大戦後の国際関係と日韓領土対立の根源

をはらんでいることはいうまでもない。

ツダム宣言でいう日本の領土とは異なったものであった。(ユタ) よって、GHQが占領する国としての日本の範囲を決定したのである。訓令には「日本という場合は次の定義によいて、GHQが占領する国としての日本の範囲を決定したのである。訓令には「日本という場合は次の定義によ ら除かれたが、ここにいう範囲は、 球(南西) になった。そうした中で、 諸小島ニ局限セラルベシ」との規定によって、本州、 る」との規定がおかれ、 戦後日本の領域は、 列島 (以下略)、 ポツダム宣言の受諾により、「日本国ノ主権ハ本州、 「日本の範囲から除かれる地域」として「⑵鬱陵島、 (c)千島列島、 一九四六(昭和二一)年一月二九日連合国最高司令部訓令(SCAPIN)第六六七号に 日本の行政権を排除し、 歯舞諸島 (略)、色丹島」などがしめされた。この結果竹島 北海道、 そしてGHQの権限が及ぶ地域という意味でもあり、 九州、 四国以外の諸小島の範囲は連合国が定めること 北海道、 竹島、 済州島、 九州、 四国並ニ我等ノ決定スル 岐北緯三○度以南の琉 (独島) は日 本 ポ

き領域を規定し、 九五二年四月二八日に発効したサンフランシスコ講和条約では、 それ以外を日本の領域とした。その内容を列挙すると以下の通りとなる。 第二章 「領域」 第二条において日本の放棄すべ それは

日本国 は、 朝鮮の独立を承認して、 済州島、 巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、 権限及び請

竹島

- (b) 日本国は、 台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、 権限及び請求権を放棄する。
- (\mathbf{c}) 部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、 日本国は、 千島列島並びに日本国が一九○五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を放棄した樺太の 権限及び請求権を放棄する。

以 下 略

(f) 日本国は、 新南群島及び南沙群島に対するすべての権利、 権限及び請求権を放棄する。

明確となり国際紛争の火種となっているとする主張に大別できる。 国との対立の主たる要因となっているのである。 上の千島列島と外交で取り上げられた千島列島の相違や、 その後、サンフランシスコ講和条約では、 なっている。これらの不明確さが現在の日本の領土問題の原点となっているといえる。(窒) なままであり、それらの扱いと、日本が放棄した相手先が不明確となっている。それゆえその解釈上の相違も周辺諸 ラスク国務次官補がド・チャン・ヤン韓国大使に対して、「我々の情報によれば独島は朝鮮の一部と扱われたことは というものである。 度もなく、 竹島 わゆる北方領土の規定がなかった以上、それらの地域は日本領であるとする主張と、これらの地域の帰属先が不 (独島) 一九〇五年以降島根県隠岐島司の所管にある」として、竹島 は一九四六年の訓令第六七七号で日本の範囲から除かれる地域となったが、一九五一年八月一○日に (a) には竹島 (独島) が、しには尖閣諸島が含まれていない。 (a)には竹島 (独島) の規定が、

(b)では尖閣諸島の規定がなく、

(c)では地理 それゆえ、 北海道の一部である歯舞群島と色丹島の相違などは不明確 サンフランシスコ講和条約に、 (独島)が日本領であることを示している。 ©では北方領土の扱いが不明確と 竹島 (独島) や尖閣諸島

けが 権を主張する尖閣諸島も、 ことを理由として、 みなすものである。 戦争により獲得した支配地域に対する領有権の放棄が求められている。 ンフランシスコ平和条約に放棄すべき地域と定められていないところが、 和条約を締結した。 前者の代表的な主張は、「日本は一九四五年八月一五日ポツダム宣言を受諾し、第二次世界大戦の敗戦国として平 『日本国』 の固有の領土となったのである。 サンフランシスコ平和条約の第二条では日本の領域が定められ、 「韓国に支配されている竹島もロシア(旧ソビエト連邦)に支配されている北方領土も中国が領有 それゆえ「この領有権を放棄すべき地域の中には、 疑う余地も無く日本の固有の領土である」と主張するものである。 言い換えると、 第二次世界大戦時まで領有していた地 歴史的に見て日本が支配つづけていた地域だ 竹島も北方領土も尖閣諸島も入ってい 必然的に日本の領土となったのである」と 明治維新以降 日 本が 域の中で、 幾度かの ない サ

沙· 来紛争の原因となる可能性が残された」ことを大きな問題としてとらえているのである。 特に「条約は日 玉 ことを問題としているのである。「二条の⑷は朝鮮の主権と竹島、 る。そこでは、「ここに至って似から『竹島』という地名は消えて、日本のものかどうかが曖昧になってしまったし、 [朝鮮] 他方、 (政府)』に対して放棄されたのか明記されておらず、 西沙諸島 が南北どちらを指すのかも判然としなかった。また⑤ⓒからは『ソ連』『中国』という帰属先が消えていた」 サンフランシスコ講和条約には、「『未解決の諸問題』が発生する様々な要素を含んでいた」とする考えもあ の帰属問題に関係している」のであり、 本が放棄した領土の範囲について明確な定義をしていない」ことが、 「条約では日本による領土放棄が規定されているものの、 紛争の種が残されている」ことを憂慮しているのである。 (b)は台湾の主権、(c)は南樺太・千島列島、 北方領土、 竹島、 尖閣諸島が将 (f)"どの は南

4. 島根県の竹島 (独島) と鬱陵郡の独島 (竹島)に関する情報発信

島(竹島)の実効支配が開始された後も、 から、 総督府をおいた後の一九○六年三月であった。その後日本は一九一○年に韓国併合条約を大韓民国に調印させたこと た場合の、台湾(臺灣)と日本における尖閣諸島の関係ともある程度共通した問題を含んでいるといえる。 つとなっていることは言うまでもない。このことは中華民国(臺灣、台湾)を国家に準じた独立した地域政府と考え に「他国に於いて之を占領したりと認むへき形跡」がないとして、無人島を竹島と命名し、 二月二三日に島根県に正式に編入している。日本が韓国に竹島の編入を通知したのは、一九○五年一一月にソウルに 韓国では竹島(独島)を日韓併合の象徴とする見方も強いといわれている。 一九〇四年二月八日から一九〇五年九月五日にかけて行われた日露戦争の最中の、 竹島は両国の大きな争点となっており、 他方李承晩ラインで韓国による独 平和的な両国間の交流の障害の一 島根県隠岐郡 一九〇五年一月二八日 の所管とし

政権の転覆であった。 き進んだ。この閉塞した日韓 することで、一九六五 されるほど、 着手したのである。国交回復交渉において、実行には移されなかったものの、 竹島 解決したものとみなす。したがって、条約では触れない」ということにしたのである。 (独島)をめぐる日韓 この問題は国交回復のネックとなっていたのである。そこでは「竹島・独島問題は、 翌一九六一 (昭和四○)年六月二二日に、日本と大韓民国は「交換公文」とともに「日韓 (韓日) (韓日) 関係を改善させたものが、一九六〇 (昭和三六)年に軍事クーデターを決行した朴正熙は、 の対立は、 一九五五 (昭和三〇)年八月の韓国政府による「日韓断交」にまで突 (昭和三五)年四月の学生蜂起による李承晩 竹島 (独島) 韓日 爆破の話が両国から提言 竹島 (日韓) 独島問題を先送り 解決せざるをもつ 国交回復交渉に (韓日) 基本条

約」を締結したのである。 ⁽²²⁾ 管轄権を持つことと、二、 ために両国が操業の規制を行う」ことを主たる内容とする「日韓 その外側の水域では両国が自由に操業できるが、 この時同時に「一、沿岸から一二海里(約二三㎞) (韓日)漁業協定」が締結されたのである。 ⁽³⁾ 韓国周辺に共同水域を設け、 までの水域は、 漁業に関して沿岸国が 資源保護

日韓 と韓国 他的経済水域のラインが引くことができません。そこで『新日韓(韓日)漁業協定』では、竹島やその周りの海は日 本と韓国 二月に締結され、 ただし両国漁民の対立は氷解してはいない。 年には、 (韓日) (韓国と日本)の漁船が漁業する期間を約束して漁をすることになりました」という状況が形成されたのであ(ミョ) (独島) (韓国と日本) が共同で管理する『暫定水域』とすることにしました。こうして『暫定水域』 両国において「国連海洋法条約」は一九九六(平成八)年に発効した。「これを受けて一九九九 をめぐる両国関係に大きな変化をもたらすきっかけの一つとなったものが、 『新日韓 一九九四 (韓日)漁業協定』が結ばれましたが、 (平成六) 年一一月に発効した「海洋法に関する国際連合条約」 竹島がどちらの国に属するかが解決していないため排 一九八二 (国連海洋法条約) 内では、 (昭和五七) 年 (平 成 日本

地であることを主張した。 鬱陵島では一九九五 つけた日本漁民を問い詰めたところ日本に連行されていった。この時、 ならず、 安龍福記念館 新日韓 対馬の領有を主張する展示物も見られる。また二〇一三(平成二五)年には、 (韓日) を開設している。 漁業協定」締結前後に、 (平成七) 幕府は鬱陵島 年の光復五〇周年を記念して、「独島博物館」を開館した。 安龍福については、「漁夫の安龍福は一六九三年、 両国では竹島 独島が朝鮮領土であることを確認する書契(外交文書)を書いた」人物と (独島)の領有権を主張する運動が対立的に展開されている。 江戸幕府などに独島と鬱陵島が自分たちの土 鬱陵島近郊で漁業をしていて見 独島博物館より一回り大きな そこでは独島 (竹島) のみ

して、 年六月にも、 韓国では独島 「蔚珍捜討使再現行事」を行っている。 ⁽³⁾ 安龍福が帰国した後、 (竹島) の韓国領土である事実を日本に認めさせた英雄とされている。また二〇一六(平成二八) 鬱陵島と独島 (竹島) を守るために二・三年ごとに派遣した「捜討使」を再現す

り、 問題に対する県民と国民の理解と関心を更に深める取り組みを行い、全国的に竹島領土権確立運動の一層の推進を図 例 流の継続を望む返書を送って」いる。 協力合意書を破棄した旨の通知が届き」、「四月一三日、 慶尚北道議会議長から島根県議会議長にあてに、慶尚北道議会国際親善議員連盟と島根県日韓親善議員連盟との交流 ら一○○周年の節目の年にあたる」ためであり、 議決定に基づき、 島根県議会は、 「竹島の日を定める条例」を賛成多数で可決」しました。それは「『二月二二日』は、一九○五 領土権の確立を目指す」ためであるとしている。こうした島根県議会の動きに対して、「三月二二日、 竹島を島根県隠岐島司の所管とする旨を島根県知事が公示した日であり、二○○五年は公示の 「二月定例議会の最終日 両国のぎくしゃくした関係が見て取れる。 (平成一七年三月一六日) に、二月二二日を「竹島の日」 県議会が「竹島の日」を制定したのは、「この日を中心として竹島 島根県議会議長から大韓民国慶尚北道議会議長にあて友好交 とする議員提 (明治三八) 大韓民国 年の閣 H 案条 か

究を進めてきている。 に竹島に関する住民の証言や資料の収集を目的とした「竹島資料収集施設・久見竹島歴史館」を開館している。 料室を開設し、 広く利用してもらうため、 また島根県も二〇〇五 竹島 (独島) そして、県が所有する竹島関係の歴史的公文書やこの研究会の研究成果と収集資料を公開し、 (平成一七)年から「竹島問題研究会」を設置し、 竹島問題についてより一 問題に関する国民的な啓蒙を図っている。 層の啓発活動を行うため、二〇〇七 加えて、二〇一六年六月一日には、 竹島問題について専門家による調 (平成一九) 年四月に竹島資 隠岐 査 の島 町 研

では、この施設を活用し、関係者の高齢化が進む中、竹島に関する記録や記憶を、 も内容も十分とはいえないが、 層進めていきます」として、 将来に向けてきちんとした対応を継続していこうとする意気込みは伝わってくる。 その心意気を強調している。 いずれも自治体単位での活動のため、 後世に引き継ぐ取り組みを、 韓国に比べて規模 より

5. 日本と韓国の国境線に絡んで見えてくる北東アジアの現状

が必要な時代となっているのである。 中ならびに海底と地下の天然資源の探査、 越えてこれに接続する区域であって、 突や資源争奪戦を繰り返してきているのである。 日本海でも、 産等の経済的な探査、 が設定された。これは沿岸国が水産資源や海底鉱物資源などについて排他的管轄権を行使しうる水域であり、 海洋環境の保全や保護に関する管轄権を有するものである。その結果EEZが設定されて以来、 九九四 (平成六) 日本と中国、 年の国際海洋法条約によって、 開発のための活動に関する主権的権利を有し、さらに人工島や構築物の設置や利用、 韓国、 台湾がEEZと周辺海域を舞台に、平和的解決を求めた交渉を行っている反面 領海基線から二○○カイリの範囲のことである。EEZにおいて沿岸国は、 開発、 保存、 新たな海の時代が到来しているのであり、 沿岸国が資源調査と開 管理のための主権的権利、 発の権利を得るEEZ ならびに海水によるエネルギー生 それに対する明確な対応 黄海、 (排他的経済水域 科学的調 東シナ海 領海を 衝 水

しか 土問題を切り離し、 E しこの交渉の結果、 EZをめぐり日 1韓両国 境界を確定せずに竹島 「暫定水域の範囲が漁業者の想定を上回る広域に及び、ズワイガニやイカなどの好漁場も含 には、 前述のように一九九九 (独島) 周辺を両国が共同で利用する暫定水域とすることで合意」した。 (平成一一) 年に 「新日韓漁業協定」 を締結した。 協定は 一領

まれた」ことから、「日韓関係に配慮して韓国に譲歩したとされ、 九九年の協定発効から一四年後の二〇一三年、 「乱獲などにより資源減少が危ぶまれる状況」であるという現実が報告されている。 暫定水域は、 共同利用とは名ばかりで、 漁業者は猛反発した」という事実と、「し 実質的に韓国 |漁船 かも が占

北方」などが韓国漁船の漁場となっており、 実際には それゆえ両国 領有権を巡って争われている竹島/独島は、日本と韓国の本土から概ね等距離にある日本海、 の中間線より日本側に広い。しかも竹島から離れた水域の端に位置する大和堆や浜田沖の通称 に見る必要があることを示している。 ナリズムを喚起しやすい性向と結びつき、 竹島問題をめぐる日韓対立の背景の一つに、「竹島周辺海域は豊富な漁場」であるとする説明も多い。 『豊富な漁場』であることを疑問視せざるを得ない資料の存在が少なくない」との説明は、『豊富な漁場』であることを疑問視せざるを得ない資料の存在が少なくない』との説明は、 の日本海 /東海漁業との関わりで議論されやすい特性を有している。さらに、それは領土というナショ 日韓漁業協定で設定された「暫定水域」は、 その価値はいささか過大に付与されがちな傾向がある。 漁場確保の争いが新協定の締結を遅らせているのである。 竹島を韓国領として設定した場合 /東海上に位置しており 「浜田三角」や 実態を少し冷静 「日韓でその 「隠岐

島西側の 要性が認識され、二〇一三(平成二五)年四月一一日に 員会が台北市で開かれ、 なった。 同様の動きは尖閣諸島周辺でも起こっている。 この協定に対しては両国漁民の不満は残っており、 台湾が春のマ 特別協力水域 グロ漁の絶好の漁場での漁業権を求めたことから、 協定合意水域における操業ルールが合意された。 の一部で日本漁船の操業が可能となった。その後、 日本と台湾両国 「一部水域での操業ルール」(日台漁業協定) (一国と一地域) とでは、「日台漁業協定」 (平成二六) その結果八重山諸島北側の三角水域と久米 台湾漁民にある程度の譲歩をするものと 日台漁業委員会第四回会合が東京で開 年一月二四日に第三回 が 締結された。 日 締結の必 台漁業委

日台間の平和な漁業の営みは確保される見通しがついたといえる。 かれ、「特別協力水域」と、八重山北方の「三角水域」のルール見直しで合意した。この結果当分の間八重山地域の

怒りは収まらない。 側の漁船が占拠している状況だ。 地域が共同して事態に対応する必要があることを前提に、 シナ海ばかりか日本海周辺での中国漁船の進出を懸念せざるを得ない状況を醸成しているのである。 漁業勢力の強い国が資源管理に抵抗し乱獲が進む、 ろえた」という事実は、 アジア海域での乱獲が進めば、 を前提にした場合、 でいるのである。 るものといえる。 口 ーメー 漁獲高や漁船数などを総合的に見た各国の「漁業勢力」の強弱が、資源獲得競争に色濃く映し出される。 こうした状況に悪影響を与えているものが資源の乱獲と中国漁船の進出である。「尖閣諸島から北東に一五○○キ 網でバーッともっていってしまう』。イカ釣りを営む韓国・浦頂水産漁業協同組合の林鶴珍組合長 増勢から縮小に転じた韓国が二番手、 トル離れた日本海。 「東シナ海を中心に見た日中韓の漁業勢力は、 沖縄での調査でも、台湾漁民の乱獲が問題視されていたが、 特に中国と北朝鮮、 矛先は中国漁民だ」という現実は、 韓国漁民の乱獲の実態を知らせてくれる。 竹島周辺の海域は日韓両国が共同管理する暫定水域だが、 日台韓の漁業や海洋資源に重大な影響が生まれる可能性が否定できない。 : 中国とロシア共和国の間に何らかの漁業協定が締結され、 略 漁食文化が爆発的に広がる中国が最大となった」という現実は、 : 取材した韓国の漁業関係者は いわゆる「共有地の悲劇」といった現象が北東アジア海域で進ん 東アジア地域における中国漁船の進出の激しさの一端を物語 今後の協定を変更していく必要が高いことは言うまでもな 一九八〇年代ごろまで最大勢力だった日本は現在は しかし、 「『夜操業すると、 中国漁船を問題視する声も高かった。 『捕る漁場が少なくなった』と口をそ 現実は竹島を実力支配する韓国 明かりを頼りによって 中 国 中国の海洋進出 漁 三つの国と 船 (七〇) の そこでは 寸 今後東 0) 北 東

6.中国の海洋進出と混乱する北東アジア

則」の二つとなる。 国家が向き合っている場合には、 が陸地の延長であると考えた場合には、 「大陸の一部が海面上昇に伴って没したもので、 海上の国境線あるいは排他的経済水域の設定については一定の基準がある。 大陸棚を基準とする自然延長論につらなる「衡平な解決」と、多国間の中間を原則とする「等距離・中 海面から考えれば、 複数の基準があり、これが紛争や対立の一因となっている。 関係国の陸地からみた大陸棚の位置が境界線となる。このことは、大陸棚が 関係国の中間線を境界とすることには合理性が認められる。 地理学的には大陸周辺の推進約二〇〇mまでの浅海を指す」ことか ただしこれが二〇〇海里以内で複数 それらを大きく大別す しかし、 大陸棚 一間線原

重複面積が大きい」ことを認めている。ここでも中国は、「一九七○年代から沿岸国の領土自然延長の原則のもとに では、「中国が大陸棚の自然延長と衡平原則を主張するのに対して、韓国が キロを超える海岸線と計五○○平方キロより大きい六五○○以上の島嶼を保有する」海洋大国であるが、 に囲まれた 立があることを認めている。 海上国境はトンキン湾を除き確定されていないことを明言している。 こうした現状から中国は、「北から南へ、黄海、東シナ海(東海)、南シナ海 『半閉鎖』 海域」であることから、 また 「総面積七七万平方キロの広がりを持つ」東シナ海は、 中国も「東シナ海東部の大陸棚に関しては、 そして中国大陸と朝鮮半島の間に位置する黄海 『中間線』の原則を主張して」おり、対 (南海) の順に隣接し、一万八〇〇〇 「中国、 中日、 中韓、 日本、 韓国 周辺国との 日 韓の 0) 陸地 間で

0) 約二一万平方キロ、 きている。 大陸棚の境界を策定することを主張」しているのに対して、日本と韓国は「大陸棚の中間線原理の適用」を主張して)地域には求められているのである。 その結果、 中韓の主張重複は約一二万平方キロ」となっているのである。こうした対立の平和的な解決がこ 「東シナ海について中国は約五六万平方キロの管轄権を主張して」いるが、 中日 の主張重複が

連の中で解決策を模索する必要が出てきたことを示している。 平洋三〇〇五」搭載艇) で東シナ海における蘇岩礁について帰属問題が起きている」ことは中国も認めていることである。 も及ぶ可能性がある である」と説明した言葉は、これまで日韓だけで決定すれば済んだものが、 序を討議し定立させたとしても、その他の外部的要因の影響から、その両国の漁業は免れ得ないことを示唆する発言 拓かれた海洋が、 真意を、 海で一〇月七日(二〇一六年・筆者注)、 「日韓のトラブル?そんなものはない。 「中国漁船が日本海 例えば日韓のような二国間の関係でしか秩序づけられておらず、それゆえその両国でいくら漁業秩 が漁船の体当たりを受けて沈没した」という事件も起こっている。こうした問題は今後日本に /東海において不法操業を行っているという話ではもちろんなく、 違法中国漁船を取り締まっていた仁川海洋警察安全本部の警備艇 いか漁で問題なのは北朝鮮海域で出漁している中国漁船だ」という発言の 事実、 韓国と中国との間では、「近年中国と韓国 中国、 場合によっては北朝鮮も含んだ関 北東アジアに等しく また「仁川沖の黄 (警備艦 0 間

の帰属問題が存在するが、 家であり、 本と中華民国 国境の多くは海で区切られている。 (台湾・臺灣) 近年の日台 は島国 (臺) (地域) 韓の三つの国と地域の間には中国 である。 日台 (臺日) 韓国は現在半分程度しか支配権を保有してはい 間には尖閣諸島の帰属問題が、 の影響力の増大という問題が認められ 日韓 (韓日) な 間には が 2半島国 竹島

7. 柔軟な国境を通じて見えてくる今後の北東アジアの平和

防衛条約が、 組織は存在しない。 11 カが構想した、 ランス、イギリス、ニュージーランド、 は見られない。安全保障関係ではアメリカとの個別関係を中心としたものが多い。 (ANZUS)が、一九五三年一○月には米韓相互防衛条約が、一九五四年九月には、アメリカ・オーストラリア、フ 二月には米華相互防衛条約が締結されているが、太平洋同盟といった広範な防衛組織は創設されていない。 いない。 北 東アジアを含む環太平洋地域では、 九月には日米安全保障条約とオーストラリア・ニュージーランド・アメリカによる太平洋安全保障条約 アメリカ APECや東アジア共同体構想は存在するものの、 日本・ 韓国・中華民国 パキスタン、フィリピン、タイの間で東南アジア条約機構 ヨーロ ッパにおけるEUやNATOのような集団的な経済や防衛等に関する (台湾・臺灣) による北東アジア条約機構 TPP問題などもあり明確な組織だった動き 一九五一年には、 (NEATO) も実現して (SEATO) 四月に米比相互 アメリ が、

譲歩を勝ち取っている。 日本との漁業協定において日本の領土であることを黙認するような形で漁業協定を結ぶ代わりに、 特に日台 (臺日) では尖閣列島の帰属問題が、 日韓 (韓日) では竹島問題を先送りする形で漁業協定を締結し、 日韓 (韓日) では竹島の帰属問題がある。 安全操業を確保している。 中華民国 日本からの大きな (台湾 は

満がみられるのである。 とである。これまで自由に操業ができていた海域に規制線がひかれ、 国と中華民国 しかし今後は、 (台湾・臺灣) 南シナ海、 東シナ海、 の漁民にとって問題は、 黄海、 日本海において、 協定によって逆に漁業可能な区域が規制されることになったこ 中国の影響力が拡大することが予測される。 操業が一部規制されることになったことへの不 日本と韓

る既得権の確保を画策しているという現状が見えてくるのであるという解説によっても明らかである。(3) が目的となった。その結果、仮に竹島を韓国領として境界線を想定すると、 て操業していたという事実がある。暫定水域によって漁場が狭められた韓国漁民にとって、より広い暫定水域の設定 由に操業できた地域に規制がかかっていることに対する三つの国家と地域の漁民の不満は強いのである。 ないのか」という疑問に対して、竹島問題は「敏感問題」であることを理由に「民間交渉」を強調し、 かつ韓国漁船の占拠が続いている理由の一つに、当時の韓国漁業に勢いがあり、 「浜田三角」や「隠岐北方」などは領海外になる。それゆえ韓国漁民は「独島を自国領と位置づけて境界線を主張し こうした事実は、一九九九年の新日韓漁業協定で設定された、日本海の日韓暫定水域が日本の不利な形で設定され 韓国漁船が集中する数少ない好漁場の 日本海沿岸の一二カイリ近くまで来 これまでは自 好漁場に対す

領土問題の平和的な解決手段を類型化すると以下の四点に整理できる。 それらは

第一に相手国と直接交渉し、合意点を見出すこと。

第二に国連等の政治的取決めに依存すること。

第三に国際司法裁判所など国際的な司法に解決を委ねること。

第四に紛争の生じうる可能性のある相手国と地域機構を構成し、 紛争の対象よりもはるかに利益の大きい協力関係

を築くこと。(40)

と思われる。

となる。 日韓 (韓日) 関係においては、 第四項目を前提に、 *i* , かなる地域の協力関係を築いていけるかがカギになる

韓国では一九八七(昭和六二)年に盧泰愚大統領により民主政治が実現し、台湾では一九九一(平成三)年に李登輝総 と続く、国民党により一党支配が続いた。領土問題の影響もあり三つの国家(地域)の相互交流は停滞気味であった。 継続した後は軍事独裁体制となり、民主政治への移行は大幅に遅れた。中華民国 もいえる自由民主党と日本社会党による政治が行われてきた。その結果、 の拡大が求められていることも事実である。 統によって民主化が進められることになった。この間両国 とともに、イデオロギー的対立が激しく、現実的で合理的な対応ができなかった。 冷戦時代の三つの国家 (地域) の政治状況を見ると、 日本は民主政治が回復されてはいたが、日本型二大政党制と (地域) の経済発展も目覚ましく、 自由民主党の一党支配体制が長く継続する 他方韓国では李承晩の独裁体制 (臺灣・台湾)では蒋介石・蒋経国 国境を越えた相互交流 が

といえる一面があることも考慮する価値はあるとも考えられる。 われる。 協力体制を構築し、 確立して相互発展を目指していくべきである。この三国 嶼部の帰属に関しては、三国(地域)の共通の財産であり平和のシンボルとして解消させ、EU型のつながりを 中国が民主化するまでは、 最終的には三国 三国 (地域)が中心となってAC(Asian Community)の構築を考えてもいいように思 (地域) の協力関係は、 (地域) が核となって、タイやシンガポール、 地域の安定と平和および発展にとって不可欠なもの 香港などとの

ろがある。 が中心となっているため、日韓には と思われるところを慎重に行ったことを理解いただき、お許し願いたい。 この論文は縦書きのため、数字については必要な部分は筆者がアラビア数字等を漢数字に変換して表記した。また二国間問題 筆者の独断で修正・加筆によってニュアンス等に若干問題が生じている場合もあると思われるが、筆者の視点で必要 (韓日)を、竹島には (独島)を、その他のケースでも筆者の判断で原文に付け加えたとこ

- (1) 岩下明裕著『入門国境学』中公新書二三六六、二〇一六年三月、二三頁
- (2) 岩下・前掲書・五四―五五頁
- (3) 岩下・前掲書・七四頁
- 4 ース・バートン著『国境の誕生』大宰府からみた日本の原型』を引用して紹介している(西牟田・前掲書・二四―二五頁)。 西牟田靖著『日本の国境』光文社新書五三〇、二〇一一年七月、二一頁参照。なお西牟田氏は現在の国境の状態を、ブ
- 5 そのウェストファリア条約が確定した明確に線引きされた領地を「バウンダリー」、近代化以前のぼんやりとしたあけすけな |境を「フロンティア」と呼んでいると説明している。(西牟田・前掲書・二二―二三頁) 西牟田・前掲書・二一―二三頁。西牟田氏は百年戦争(一三三七―一四五三年)と三十年戦争(一六一八―一六四八年)
- 6 result/memoirs/kiyou32/32-01.pdf) 三—五頁を参照して整理した。 識と東アジアの平和」フォーラム光州会議 二〇一三年五月一七日から一九日)(http://www.ritsumei.ac.jp/acd/re/ssrc/ 尖閣諸島と竹島に関する「無主地先占」の時期や問題点については林博史著「領土問題と歴史認識」(第一二回 一歴史認
- 7 三九頁参照 原 知章著「八重山諸島からみた日本/沖縄『国境の島々』の歴史(三)」『人権二一:調査と研究』一六一号、三八―
- 8 三〇九、二〇一一年、二六頁、 西牟田・前掲書・ 四六―四七頁、保坂正康著『歴史でたどる領土問題の真実 『岩波日本史辞典』岩波書店、 一九九九年参照 中韓ロにどこまで言えるのか』 朝日選書

- 9 『岩波日本史辞典』・「満州国」、「満州事変」、「日中戦争」等を参照し整理した。
- 10 るいは対日指令といった訳が充てられている。(http://www.weblio.jp/content/SCAPIN) を外務省は連合国総司令部覚書としているが、連合国最高司令官指令、連合国軍最高司令官指令、連合国軍最高司令部指令あ 務課、Web 竹島問題研究所編『竹島問題に関する調査研究報告書』(平成二三年度版)、 (二〇一三) 年三月転載】一三七—一三九頁参照。 塚本孝著「竹島領有権問題の経緯」調査及び立法考査局編『調査と情報』第七○一号、 なおSCAPIN (Supreme Commander for the Allied Powers Directive) 島根県総務部総務課、 国立国会図書館 【島根県総務部総 平成二五
- 業)、国際書院、二〇〇六年一〇月、六七頁を参照した。 senkyo.html)を中心に整理した。両国との距離については「山陰中央新報」平成二五年一〇月三一日に詳しい解説がある。 なお()内の数字は内藤正中「② 竹島(独島)問題」環日本海学会編『北東アジア事典』(環日本海学会創立十周年記念事 竹島の概要は外務省「日本の領土をめぐる情勢」「竹島 Takeshima」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g_
- <u>12</u> 編著 富国の野望』韓国水産新報社、 ついて、一一八頁の「図2 独島が外れた李承晩ラインの原案(破線)と実際のライン(実践)」の出典が、池鐵根著『水産 岩下・前掲書・一一七―一一八頁。なお岩下氏は、この内容が福原裕二著「竹島問題で海域が見えないことの罠」、岩下 『領土という病』、北海道大学出版会、二〇一四年によるものであることを示すとともに、李承晩ラインの原案と実際に 一九九二年であることを強調している。
- 13 Web 竹島問題研究所編『竹島問題に関する調査研究報告書』(平成二三年度版)一三九頁
- (4) 外務省・前掲資料・|爆撃訓練区域としての竹島] 参照
- (15) 外務省・前掲資料・「日本の領土をめぐる情勢」参照
- ま新書、二〇一一年、 池内敏著 竹島 一五〇—一五三頁参照 -もう一つの日韓関係史』中公新書二三五九、 孫崎享 『日本の国境問題 尖閣・ 竹島・北方領土』ちく
- 17) 孫崎・前掲書・一四七―八頁参照
- 18) 保坂・前掲書・六三―六四頁

- 19) 保坂・前掲書・一〇九―一一〇頁
- (20) 山田義彦著『日本の国境』新潮新書一○七、二○○五年、一八—一九頁
- 二〇〇五年を参照したことを明記している。 西牟田・前掲書・七〇―七一頁。なお西牟田はこの内容を、原貴美恵著『サンフランシスコ平和条約の盲点』
- 照したことを明記している。 西牟田・前掲書・一八六―一八九頁。なお西牟田はこの内容を、ロー・ダニエル著『竹島密約』草思社、二〇〇八年を参
- 鳥取県HP「鳥取県公式サイト」とりネット、水産課、 歷史的経緯参照(http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=
- (2) 隠岐の島町教育委員会発行「ふるさと教育副教材…竹島に関する記述の抜粋」竹島問題研究会編『竹島問題に関する調査 最終報告書』島根県総務部総務課、平成一九(二○○七)年、二○六頁
- japanese.joins.com/article/866/176866.html?servcode=A00§code=A10)°独島博物館、安龍福記念館、「捜討使再現事業」等については、韓国「中央日報日本語版」を中心に整理した(http://
- 島根県HP、歴史的経緯HP・「竹島資料収集施設開設について」(http://www.town.okinoshima.shimane.jp/www/
- (27) この内容は、琉球新報・山陰中央新報著『環りの海』竹島と尖閣 頁や、ブリタニカ国際大百科事典「排他的経済水域」(https://kotobank.jp/word/) を参照して整理した contents/1465433733102/index.html) 国境地域からの問い』岩波書店、二〇一五年、一〇一
- (28) 琉球新報他・前掲書・一〇二―一〇三頁参照
- 二〇一二年三月、 福原裕二著 「漁業問題と領土問題の交錯」島根県立大学北東アジア地域研究センター 琉球新報他・前掲書・六五―七〇頁参照 『北東アジア研究』第二三号、
- 琉球新報他 川島貢著「『歴史的』日台漁業協定の締結 ・前掲書・一〇二―一〇三頁参照。なお隠岐の島町教育委員会・前掲書には ―その以後と課題」(nippon.com:http://www.nippon.com/ja/currents/ 「新隠岐堆」があげられている。

ryukyushimpo.jp/news/prentry-218346.html) 日刊漁業経済新聞(http://www.suikei.co.jp)等を参照し整理した。 年四月二七日・五月四日合併号参照、『琉球新報』、「日台漁業委員会で一部水域での操業ルールに合意」(http:// d00081/)、櫻井よしこ著「尖閣諸島周辺海域の日台漁業協定『沖縄県が政府に抗議』の真相」『週刊ダイアモンド』二〇一三

- (32) 琉球新報他·前掲書·六六—六七頁参照
- (33) 琉球新報他・前掲書・六七─六八頁、一○三頁参照
- 34 四九頁参照 守著「東シナ海紛争についての一考察」日本大学生物資源学部『人間科学研究』第一一号、二〇一四年三月、四八
- 35 国強著、劉旭訳「中国と周辺国家の海上国境問題」 『境界研究』№1、北海道大学スラブ研究センター、二○一○年
- 36) 福原·前掲論文·六五頁参照
- (37) 李・前掲論文・四八頁
- (%) pelicanmemo (http://japan.hani.co.kr/arti/politics/25356.html)
- (39) 琉球新報他·前掲書·七○頁参照
- 40) 孫崎・前掲書・一七九頁